

農地法第 4 ・ 5 条届出添付書類 （市街化区域）

お問い合わせ……川越市農業委員会事務局 農地担当 Tel049(224)6134

No.	書 類 名 称	備 考	必要数
1	届出書	第 4 条は 2 通、5 条は 3 通（法人の場合、押印は代表者印）	
2	登記事項証明書	法務局で取得の原本	1
3	住民票	届出人が個人の場合（原本を添付できない場合は写で可）（市町村役場）	〃
4	法人登記簿謄本	届出人が法人の場合（原本を添付できない場合は写で可）（法務局）	〃
5	案内図	届出地を表示してください。（住宅地図の写で可）	〃
6	公図（地図に準ずる図面）の写し	届出地を表示し、付近の現況地目を記入してください。（法務局）	〃
7	委任状	書類の提出者が本人以外の場合。（5 条の場合は譲受人、譲渡人双方）	〃
8	その他必要書類	届出内容により他の書類が必要となる場合があります。	〃

【届出にあたっての注意事項】

- 1 受理通知書発行後に記載内容の訂正はできません。記入は正確をお願いします。
- 2 公的機関発行の書類は、発行日から 3 ヶ月以内のものでお願いします。
- 3 届出地が小作地の場合は、届出前に農地法第 18 条（合意解約）の手続きが必要です。
- 4 届出地が生産緑地指定を受けている場合は原則として転用できません。
- 5 受付は随時行っていますが、不足書類があると受け付けできません。
- 6 受理後、受理通知書を交付するまでに 7 ～ 10 日かかりますのでご了承ください。